

三股町交流拠点施設整備事業に関するパートナーシップ協定書

三股町（以下「甲」という。）とまちづくり合同会社みまた（以下「乙」という。）は、三股町交流拠点施設整備事業（以下「本事業」という。）の推進に関して、相互に協力するため、次のとおりパートナーシップ協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、乙の設立に至る合意形成及び趣旨を踏まえて、相互の資源及び能力を有効に活用して連携協力し、本事業の設計、建設等の各段階における円滑な執行を図り、整備された交流拠点施設（以下「本施設」という。）の将来にわたる効果的かつ安定的な管理運営体制の構築に貢献することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、甲は乙に本事業におけるプロジェクトマネジメント業務を担わせることとする。

（定義）

第2条 本協定において、プロジェクトマネジメント業務とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本事業の設計、建設段階で生じる事業者間の意見調整等について、乙が甲から受託する業務。
- (2) 本事業の運営段階における運営業務及び維持管理業務の調整、セルフモニタリング等について、乙が指定管理者として行う業務。

（業務内容）

第3条 前条に定めるプロジェクトマネジメント業務の詳細な内容は、甲乙協議のうえ、業務着手の前までに別途定める。

（役割分担）

第4条 本協定に基づく連携協力における甲及び乙の主な役割は、次のとおりとする。

- (1) 甲
 - ア 予算の確保及び執行、契約事務等の実施
 - イ 乙が行う業務に必要な情報、資料等の提供
 - ウ 本施設の設置者として、指定管理者制度の導入及び運用に関する方針決定及び手続きの実施
- (2) 乙
 - ア 業務実施体制の構築
 - イ 必要な知見・ノウハウの習得
 - ウ 本施設の管理運営に関する先進事例等の調査
 - エ その他、本協定の目的達成のために甲が必要と認める事項

（情報共有及び秘密保持）

第5条 本協定に基づく連携協力に必要な情報の共有及び相互に知り得た秘密情報の取扱いについては、適切に共有するものとする。ただし、本事業の性質上、特に高度な秘密保持が必要と判断される情報については、甲乙協議の上、別途、秘密保持に関する覚書等を締結することができる。

2 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た相手方の業務上又は技術上の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示又は漏洩してはならず、また、本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、法令に基づく開示義務がある場合等、正当な理由がある場合はこの限りでない。

3 前項の規定は、本協定の有効期間終了後も3年間効力を有するものとする。

（費用負担）

第6条 本協定に基づく連携協力の実施に要する費用は、原則として、甲及び乙がそれぞれ自己の活動に要する費用を負担するものとする。ただし、甲が乙に対して、本協定の範囲を超える具体的な調査、資料作成、専門的役務の提供等を依頼し、それに伴い費用が発生することが見込まれる場合は、甲乙協議の上、別途、委託契約等を締結し、その費用負担について定めるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日からプロジェクトマネジメント業務が完了する日までとする。ただし、甲乙協議の上、本協定の有効期間を延長又は短縮することができる。

（協定の変更）

第8条 本協定の内容について変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、書面により変更するものとする。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

ただし、この協定が三股町議会基本条例に該当する場合は、次の議会に提出し、議会の議決を得たとき成立するものとする。

令和7年6月17日

北諸県郡三股町五本松1番地1

三 股 町

町 長 木 佐 貫 辰 生



北諸県郡三股町五本松10番地6

まちづくり合同会社みまた

代表社員 三股町商工会

職務執行者 廣 瀬 吉 弘

